

## 浜松市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づく一部負担金の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し、法及び浜松市国民健康保険条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (減免理由等)

第2条 区長は、一部負担金の支払の義務を負う世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要と認めるときは、世帯主の申請によりその者に対し、一部負担金を減免することができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- (4) 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき

### (対象世帯)

第3条 減免の対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下
- (2) 当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3箇月分に相当する額以下

### (減免の対象療養)

第4条 減免の対象は一部負担金とする。

### (減免の期間)

第5条 一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1箇月単位の更新制で3箇月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当し、引き続き減免の必要があると認める場合は、世帯主の申請により、更新できるものとする。

- (1) 1箇月単位の更新制で3箇月間の一部負担金減免が継続されている。

(2) 3箇月を超えた時点で改めて生活困難の調査を実施している。

(3) その調査結果を踏まえ、他の福祉施策の利用についての検討を行ってもなお、一部負担金減免を継続することが適当であると判断されている。

(福祉部局との連携)

第6条 療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、世帯の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図るものとする。

(減免の割合)

第7条 一部負担金の減免の割合は、次の算式により算出した「一部負担金減額割合」が0.2以下の場合には2割、0.2を超え0.5以下の場合には5割、0.5を超えて0.8以下の場合には8割、0.8を超えた場合は10割とする。

(1) 「収入月額」－「基準額」＝「一部負担金充当可能額」

(2) 「所要見込一部負担金額」－「一部負担金充当可能額」＝「一部負担金不足額」

(3) 「一部負担金不足額」÷「所要見込一部負担金額」＝「一部負担金減額割合」(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで算定する。)

(徴収猶予)

第8条 区長は、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、第2条の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、世帯主の申請によりその者に対し、6箇月以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 6箇月以内に資力の回復が見込まれること

(2) 資力が回復した後、徴収猶予した一部負担金を納入することが可能なこと

(申請)

第9条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主は、あらかじめ区長に対し、様式第1号の申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(1) 収入及び預貯金状況申告書(様式第2号)

(2) 第2条の各号のいずれかに該当したことを証明する書類

(審査)

第10条 区長は、前条の申請書を受理したときは、その内容の審査をし、必要があると認

めるときは、法第 113 条の規定により、世帯主に対し、文書その他の資料の提出若しくは提示を求め、又は質問を行うことができる。

2 区長は、当該世帯主が前項の調査に応じないため事実の確認ができないときは、申請を却下することができる。

3 区長は、前条の申請が第 2 条各号の事実が発生した日の属する月から 6 箇月を経過しているときは、却下することができる。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(決定)

第 11 条 区長は、前条の規定により審査をし、減免等の決定をしたときは、様式第 3 号の通知書により世帯主に通知するとともに、承認をしたときは、対象被保険者（療養の給付を受ける被保険者）に係る様式第 4 号の証明書を併せて交付するものとする。

(証明書の提出)

第 12 条 対象被保険者が保険医療機関等について療養の給付等を受けようとするときは、前条の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(理由の消滅)

第 13 条 減免等の承認の決定を受けた世帯主は、申請の理由が消滅した場合、直ちに様式第 5 号の届出書により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出書を受理したときは、減免等の取消の決定をし、様式第 6 号の通知書により当該世帯主に通知する。

(減免等の取消)

第 14 条 区長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免等を受けた者があ  
る場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免等を取り消すもの  
とし、様式第 7 号の通知書により世帯主に通知する。この場合において対象被保険者が  
保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、区長は、直ちに、減免  
等を取り消した旨及び取消の年月日を、様式第 8 号の通知書により当該保険医療機関等  
に通知するとともに、対象被保険者がその取消の日の前日までの間に減免等によりその  
支払を免れた額を、当該世帯主から区長に返還させるものとする。

2 区長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶  
予をすることが不相当と認められる場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の  
全部又は一部についてその徴収猶予を取り消すものとし、様式第 7 号の通知書により世  
帯主に通知し、これを一時に徴収することができるものとする。また、区長は、直ちに、  
徴収猶予を取り消した旨及び取消の年月日を、様式第 8 号の通知書により対象被保険者  
が療養の給付を受けた保険医療機関等に通知するものとする。

(状況の把握等)

第 15 条 区長は、証明書交付の都度、対象世帯の生活状況及び収入状況の把握に努めるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定の適用については、第 3 条の規定中「1000 分の 1155」とあるのは、施行の日から平成 31 年 9 月 30 日までの間においては「885 分の 990」と、同年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間においては「870 分の 990」とする。